

(報道資料)

平成25年3月4日

報道関係各位

公益社団法人 全国家庭電気製品公正取引協議会  
東京都港区虎ノ門1-19-9  
03(3591)6023

空気清浄機の「PM2.5」に関する性能等の表示について、  
家電公取協が会員に要請

公益社団法人 全国家庭電気製品公正取引協議会（略称：家電公取協、中鉢良治会長）は、去る3月1日、空気清浄機の微小粒子状物質（PM2.5）に関する性能等の表示について、会員企業・団体に対し要請を行いました。

中国から飛来するとされる微小粒子状物質（PM2.5）の健康影響への懸念については、新聞等マスコミでも大きく報道されており、政府におきましても、この問題に関して「微小粒子状物質（PM2.5）に関する関係省庁連絡会議」を設置し取組みが開始されております。

このような中、国内で販売されている空気清浄機の性能において、いわゆるPM2.5と呼ばれる微小粒子状物質の集塵・除去が可能かどうかについて、消費者の関心が高まっております。

こうした関心の高まりを背景に、今般、当協議会では、経済産業省からの要請により、消費者の商品選択に必要な情報を適切に提供する観点から、空気清浄機のPM2.5の集塵・除去に関する性能の表示等の在り方に関して、一般社団法人日本電機工業会（JEMA）等と協力し調査検討を進め、【別紙】記載のとおり留意事項を取りまとめ、3月1日に会員に対し要請いたしました。

以上

(この報道資料に関するお問い合わせ先)

公益社団法人 全国家庭電気製品公正取引協議会  
TEL 03(3591)6023  
担当：樋口、村松、齊藤

(参考資料)

当協議会は、消費者庁及び公正取引委員会から認定された3つの公正競争規約（製造業表示規約、製品業景品規約、小売業表示規約）を運用しており、会員は家電メーカー24社と関係9団体（以上が製造業部会）、全国電機商業組合連合会傘下の46組合と大型量販店など13社の個別加入法人（以上が小売業部会）で構成されています。公正競争規約の運用を通じて、消費者の皆様の自主的かつ合理的な商品選択による『消費者利益の確保』及び事業者間の『公正な競争の確保』を目的に諸活動を進めています。

(別紙)

## 空気清浄機の微小粒子状物質(PM2.5)に関する 性能等の表示における留意事項について

### 1 法令及び表示規約の遵守

空気清浄機の微小粒子状物質(PM2.5)に関する性能等の表示に当たっては、景品表示法等関係法令並びに製造業及び小売業の各表示規約の規定を遵守の上、また、次の諸点に留意し、適切な表示に努めることとする。

### 2 PM2.5に関する性能等について訴求する場合の留意事項

空気清浄機の性能等を表示する際に、微小粒子状物質(PM2.5)の除去性能等について訴求する場合には、次のとおりとする。

- (1) 空気清浄機の実機の性能試験をもとに、PM2.5の除去性能等を訴求する場合  
空気清浄機の実機の性能試験をもとに、PM2.5の除去性能等についてカタログ・POP広告等で訴求する場合には、「0.3 $\mu$ m未満の粒子については、除去の確認ができていない」旨及び「PM2.5とは、2.5 $\mu$ m以下の微小粒子状物質を指す」旨の注書きを、主たる訴求事項に近接して、かつ、明瞭に記載すること。

(表示例)

「PM2.5」への対応(※1、※2)

0.3 $\mu$ m～2.5 $\mu$ mサイズ粒子を〇〇%以上キャッチ

※1 この空気清浄機では0.3 $\mu$ m未満の微小粒子状物質については、除去の確認ができていません。また、空気中の有害物質のすべてを除去できるものではありません。

※2 PM2.5とは2.5 $\mu$ m以下の微小粒子状物質の総称です。

- (2) 空気清浄機に使用されているフィルターの性能試験をもとに、PM2.5の除去性能等を訴求する場合

空気清浄機に使用されているフィルターの性能試験をもとに、PM2.5の除去性能等について、カタログ・POP広告等で訴求する場合には、当該訴求が「フィルターの性能である」旨明示するとともに、「0.3 $\mu$ m未満の粒子については、除去の確認ができていない」旨、「フィルターの性能試験によるものである」旨及び「PM2.5とは、2.5 $\mu$ m以下の微小粒子状物質を指す」旨の注書きを、主たる訴求事項に近接して、かつ、明瞭に記載すること。

(表示例)

〇〇フィルターで「PM2.5」への対応(※1、※2、※3)

0.3 $\mu$ m粒子を〇〇%以上キャッチ

※1 上記数値は、フィルターの性能試験に基づく性能であり、実機の性能とは異なります。

※2 このフィルターでは0.3 $\mu$ m未満の微小粒子状物質については、除去の確認ができていません。また、空気中の有害物質のすべてを除去できるものではありません。

※3 PM2.5とは2.5 $\mu$ m以下の微小粒子状物質の総称です。

(3) なお、適切な性能試験等によりPM2.5の除去性能等について実証ができる場合には、その結果や数値を用いて、上記(1)又は(2)と異なる表示をすることを妨げるものではない。